

# 要 望 書

平成22年7月

社団法人 全国都市清掃会議

# 目 次

I	平成22年度通常総会における決議	1
II	要望事項	
第1	廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	2
1	交付金の交付率の引き上げについて	
2	交付対象事業の拡大について	
3	廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について	
4	災害等廃棄物処理事業国庫補助金の対象拡大について	
5	生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について	
6	灰溶融固化施設の運営に対する財政支援について	
第2	リサイクル関連法の推進に関する要望	4
1	容器包装リサイクル法の円滑な推進について	
2	家電リサイクル法の円滑な推進について	
3	食品リサイクルの推進について	
4	廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について	
第3	適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	9
1	適正処理困難廃棄物にかかる法整備について	
2	廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について	
3	家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について	
4	廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について	
5	石綿含有家庭用品の適正処理について	
6	蛍光管の適正処理の推進について	
7	耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」の適正処理・リサイクルについて	
第4	廃棄物の適正処理等の推進に関する要望	11
1	溶融スラグの利用促進について	
2	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について	
3	手数料徴収事務の円滑な推進について	
4	廃棄物行政に携わる実務者の啓発について	
5	安定型最終処分場について	

## I. 平成22年度通常総会における決議

現在、私たち人類の生存の基盤である環境は、極めて厳しい状況に置かれている。国においては、温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標を世界に向けて掲げ、「チャレンジ25」と名付けて、重要課題としているところであり、環境問題、とりわけ地球温暖化問題への対応は喫緊の課題となっている。

このような状況の下、我々社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく3Rの諸施策及び廃棄物処理施設の整備並びに施設の適正管理を積極的に推進するとともに、廃棄物行政の効率的な管理運営を図るなど、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担うべき市区町村等においては、環境問題等への社会的要請の高まりと共に3Rの一層の推進に向けた取組みが求められるなど諸課題が山積している中で、これまでも中長期の財政計画等を作成し徹底した行政改革を行うなど努力をしているところであるが、一昨年の世界同時不況以降の景気の低迷の中で一段と厳しい財源不足の状況に置かれており、その対応に苦慮しているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

### 記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

平成22年5月20日

社団法人全国都市清掃会議

## II. 要望事項

### 第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

廃棄物処理施設の整備には多額の費用を要し、各市区町村にとって大きな財政負担となっている。ついては、循環型社会形成推進交付金制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

#### 1. 交付金の交付率の引き上げについて

交付対象事業の交付率は、原則3分の1となっているが、これを2分の1に引き上げること

#### 2. 交付対象事業の拡大について

##### (1) 廃棄物処理施設の基幹改良事業について

- ① 平成22年度から基幹改良事業が交付金制度の対象となったが、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合のみに限定されているので、長寿命化対策のみの場合及び余熱発電による売電を行っていない自己消費だけの施設も交付対象となるよう要件を緩和すること
- ② 再資源化施設（リサイクル施設）に係る長寿命化計画診断及び診断に基づく改良工事について交付対象とすること

##### (2) 施設周辺環境整備事業等について

次の事業を交付対象とすること

- ① 施設周辺環境整備事業
- ② 廃棄物処理施設の建屋部分（既に対象となっている部分以外）及び管理棟を含むすべての建屋部分
- ③ 加熱脱塩素化処理設備
- ④ 単独で設置する普及啓発施設

##### (3) 高効率ごみ発電施設整備事業

焼却施設の一部ではごみ焼却熱の有効活用を図るため地域熱供給事業に取り組んでいる例もあるが、現在の制度では交付要件が発電効率のみ

とされていることから有効に評価できないケースが出てくるので、ごみ焼却熱供給事業の実施計画についても配慮するなど要件を緩和すること

#### (4) 廃棄物循環型処理施設基幹的施設の機能回復事業

現在、沖縄県を除き対象となっていないが、自治体にとって年々厳しさを増す財政事情の中で計画的実施が困難となっていることから、全国の自治体を対象とすること

#### (5) 耐震改修事業

現行の耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）により整備された廃棄物処理施設の耐震化に係る改修事業を対象とすること

### 3. 廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について

新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など全ての廃焼却施設の解体工事について、十分な財政支援を行うこと

### 4. 災害等廃棄物処理事業国庫補助金の対象拡大について

災害発生時の廃棄物処理事業において、次の事業を補助対象事業とすること

#### (1) 被災した住民設置浄化槽の機能回復に必要な汚泥等の処理事業

#### (2) 災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備事業

### 5. 生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について

生ごみと下水汚泥を混合してメタン発酵させ、エネルギーを回収する施設を整備する場合に、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」と国土交通省所管の「新世代下水道支援事業制度」の双方を活用する先進事例がある。

こうした施設の整備は、循環型社会づくりやバイオマス・ニッポン総合戦略の趣旨にも沿うものであるため、その運用に当たっては、市区町村の使い勝手がよくなるよう積極的な支援、助成を行うこと

### 6. 灰溶融固化施設の運営に対する財政支援について

灰溶融固化施設における焼却残渣の適正処理に要する経費は膨大であり、当該市区町村にとって大きな負担となっているため、財政的な支援を行うこと

## 第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

### 1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

平成18年6月に公布された改正容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減ってはいないという事実を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用への取組等について引続き要望する。

#### (1) 3Rの一層の推進について

容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、消費者からの廃棄物の排出を抑制すると共に発生抑制・再使用を優先させる仕組みを全国的に構築すること

- ① デポジット制度の早期導入
- ② 飲料用容器等の規格化を進めるなど、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産、流通、使用、回収等を促進するシステムを構築すること
- ③ ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること
- ④ 一定の要件を満たす小売業者を対象に広くレジ袋配布について有料化を含む実効性のある仕組みを義務付ける等の法整備を行うこと
- ⑤ 容器包装の対象範囲及び識別表示の見直し等、適正な分別排出の推進を図ること

#### (2) 関係者の役割分担の見直しについて

新たに市区町村への資金拠出制度が創設されたが、依然として市区町村にとって役割分担が重い場合、分別収集が進むほど市区町村の財政を圧迫している。

については、容器包装廃棄物の発生抑制に向けて、拡大生産者責任の観点から、収集運搬・中間処理に係る経費について事業者にとって一定の負担を課すとともに、法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については事業者負担とすること

また、事業者に対し分別及びリサイクルが容易な製品開発を義務付けるなど、生産から消費、廃棄の過程において資源が一層容易に循環するシステムを構築すること

### (3) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの促進について

#### 1) 引取品質基準について

① 現在、プラスチック製容器包装廃棄物に関する（財）日本容器包装リサイクル協会の引取基準は一律となっているが、本来、再商品化手法によって求められる品質は異なるはずである。

については、各再商品化手法に応じた分別基準適合物引取りの品質基準を定め、「容器の汚れ」などについてより分かりやすい基準とすると共に、品質には直接の影響の少ない収集袋の破袋度や効率的な分別収集のために使用している自治体指定の収集袋の異物扱いなどの評価方法については見直すこと

② プラスチック製容器包装廃棄物の引取品質基準において異物扱いとなっている指定収集袋及びクリーンング袋については、プラスチック製容器包装と同一の素材であれば分別基準適合物として取り扱うこと

#### 2) 再商品化手法について

実施市区町村が地域の処理能力・実情に見合ったブロック制を含めた再商品化手法を選択できるようにすること

#### 3) 消費者からの分別・排出の促進について

プラスチック製容器包装廃棄物については、その形状・素材が様々であるため、見分けが困難であったり汚れ・異物が除去しにくいいため分別排出に対する協力の向上につながっていない状況にある。

そこで、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にすると共に形状素材の単一化や汚れ・異物が容易に除去できる製品の開発などを促進すること

#### 4) 取組状況の公表について

特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う報告（容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進する取り組み状況）について公表すること

### (4) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について事業者中心のリサイクルシステムを構築するため、分別基準の緩和やプラスチック製品の回収・リサイクルを事業者に一定の負担を義務付ける等、見直しを行うこと

## (5) 事業系容器包装廃棄物の減量化・資源化について

事業系容器包装廃棄物のうち、家庭系と同様のプラスチック製容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法のルートによりリサイクルできるよう見直すこと

## 2. 家電リサイクル法の円滑な推進について

平成20年2月に公表された、産業構造審議会及び中央環境審議会の最終報告「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づいて家電リサイクル法の一定の見直し検討が行われた。

そこで、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な家電リサイクル制度のあり方について検討することを要望する。

### (1) 廃家電製品の再商品化等費用の徴収方法の見直しについて

家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、廃家電製品の不法投棄の防止の一層の促進を図るため、販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）あるいは製品価格への上乗せ（内部化）に改めること

### (2) 不法投棄された廃家電製品の回収・再商品化等費用の負担について

市区町村が実施する不法投棄対策へのメーカーによる協力が自主的に行われているが、必ずしも市区町村にとって使い勝手のよいものとなっていない。

そこで、不法投棄された対象機器のリサイクル費用、収集運搬費用については、製造業者等事業者が負担する仕組みとすること

### (3) 対象品目の拡大について

資源有効利用促進法の「指定再資源化製品」である品目及び有用な資源を含む家電製品などを対象品目に追加指定すること

### (4) 使用済み小型家電等のリサイクルについて

電子部品等の集積度やレアメタルの含有率が高い携帯電話をはじめとした使用済み小型家電等について、事業者による自主回収・リサイクルを義務付ける等リサイクルシステムを確立すること

## (5) 地上デジタル放送開始に伴うアナログテレビの適正処理について

地上デジタル放送完全移行前後に大量の排出が予想されるアナログテレビについて、その適正処理・リサイクル及び不法投棄の防止に向けて普及啓発活動の徹底を図ること

あわせて、地デジチューナーの設置によるアナログテレビの継続利用について広報を行うこと

## (6) 事業者等の指導について

### 1) 製造業者等への指導について

- ① 家電製品の長期使用を勧奨する社会システムの構築や、環境負荷のより少ない素材の使用や構造への転換、さらに、リサイクル法制度の積極的な広報の実施などについて製造業者等を指導すること
- ② リサイクル費用の更なる低減化を図り排出者の理解を得るため、低減化及び料金の算出根拠の公表については製造業者において既に行われているところであるが、更なる充実を図るように指導すること

### 2) リサイクル券の取扱いについて

リサイクル券の簡素化及び訂正されたリサイクル券の柔軟な取扱いを行うこと

## (7) 特定廃家電の適正な処理について

- ① 特定廃家電について、戸別収集する業者がおり、不法投棄や不正な輸出が懸念されているが、適正な処理を確保するための指導基準を明らかにすること
- ② 通信販売業者が特定家電を販売した時に生じる引取り義務について、家電リサイクル法の適正な運用基準を明らかにすること

## 3. 食品リサイクルの推進について

食品リサイクル法における再生利用を促進するため、広域処理等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置などについて、さらに進めること

### (1) 登録再生利用事業者制度について

平成 19 年 12 月に食品リサイクル法の一部見直しが実施されたが、必ずしも使い勝手のよい制度設計とはなっていない。

ついては、広域処理を容易にするため、制度の一層の見直しについて検討されたい

## (2) 運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化について

広域的な収集運搬を行う者が増えている中で、適正な処理を確保し、住民に不安を抱かせることなくごみの減量化とリサイクル意識の向上を図るため、運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化を図ること

## (3) 法対象の拡大について

現行の食品リサイクル法では、学校給食は法の対象とされていないが、学校給食により食品残渣が多く出る公立小中学校等について、食品リサイクル法内に位置づけるよう検討すること

## 4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について

市区町村では、資源ごみの分別収集の実施や、消費者への普及啓発など循環型社会の実現に向けて様々な施策を展開しており、リサイクルについては一定の成果が上っているが、廃棄物の発生抑制、再使用はいまだ十分とはいえない状況にある。ついては、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

### (1) 廃棄物の発生抑制等を促進する施策の推進について

#### 1) LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進について

ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者に係る製品の生産・流通の各段階における環境負荷を評価するLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進を図ること

#### 2) 事業者の役割について

紙やプラスチック製容器包装について、事業者にも簡易包装化の推進を指導し、収集・再商品化費用について事業者にも一定の負担を課すこと

更には、消費者から事業者が直接回収するシステムを構築すること

### 3) 生産者の役割について

新技術の複合素材や新開発素材を取り入れた製品については既存の処理施設では対応できない実態がある。

生産者に対し責任の所在を明確にし、製品の研究開発とあわせてリサイクル技術及び処理体制の確立を義務化するため、生産者によるリサイクルの仕組みづくりや製品の引取り等について法を整備すること

## (2) 家庭系パソコンの回収・資源化について

不法投棄された家庭系パソコンの再資源化費用等については、拡大生産者責任の観点から製造等事業者による負担とすること

また、排出者がパソコンを排出する際に、本体とモニターとで製造等事業者が異なっている場合でも、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること

## (3) 古紙リサイクルについて

拡大生産者責任に基づく事業者による回収システムの確立や再生紙使用義務付け等を含め、国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担に基づく安定した古紙循環システムを構築すること

## 第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

市区町村の一般廃棄物処理において課題となっている適正処理困難廃棄物対策について、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 1. 適正処理困難廃棄物に係る法整備について

廃棄物処理法第6条の3の規定に基づき、平成6年3月の厚生大臣告示で廃ゴムタイヤ外4品が指定されたが、この制度は、一般廃棄物の処理が適正に行なわれることを補完するために事業者に必要な協力を求めるものであり、スプリングマットレスのように『適正処理困難廃棄物』に指定されているが、事業者による回収・処理システムが未だに構築できないまま推移している状況である。

我々は、指定4品目以外にも適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている市区町村の一般廃棄物処理の現状を踏まえ、制度のあり方などについて要望する。

### (1) 法整備の推進について

製造者・販売者である事業者に対して、製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の分かりやすい表示等について、適切な措置を講ずること

また、製品の特性に応じたデポジット制の導入を図ると共に、事業者による回収・処理について義務付けること

### (2) 適正処理困難廃棄物の追加指定について

スプレー缶、カセット式ボンベ、使い捨てライター、バッテリー等の爆発・危険性、有害性を有する製品について、自治体が処理することとなっているが、収集運搬における車両火災や破砕処理施設での爆発など事故が後を絶たない。

これらの製品について、適正処理困難廃棄物に追加指定すること

## 2. 廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況で、処理に苦慮している状況である。

については、廃棄物処理法に基づく広域認定制度等の円滑な運用により製造事業者・販売業者等による廃スプリングマットレスの適正処理・リサイクルシステムを早急に整備するよう関係者を指導すること

## 3. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴って、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加しているが、特に注射針等鋭利なものについては、危険性及び感染性の観点から市区町村で適正に処理することが困難となっている。

については、医療機関等による全国統一の回収システムを早期に構築するとともに、安全性や処理方法に関する識別表示の統一、義務化を図ること

## 4. 廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進については、平成18年2月、市区町村と関係業界との間で締結した「覚書」に基づき中身排出機構・残ガス排出機構等の装着や簡易処理機の市区町村への無償譲渡及び適正排出のための広報など種々の対策に取り組んでいるところである。しかし、未だ収集運搬・処理の過程において火災や爆発事故が後を絶たない。については、発火事故の未然防止を一層強化するため、必要な対策を講ずるよう関係業界を指導すること

## 5. 石綿含有家庭用品の適正処理について

石綿含有家庭用品については、日常生活の中で経年劣化・破損等によりアスベストが飛散する可能性がある。特に廃棄物として排出された場合、破碎処理時に飛散することから、製造業者に対して自主回収、適正処理の指導を行うこと

## 6. 蛍光管の適正処理の推進について

有害物質である水銀を含む蛍光管については、現在、全国都市清掃会議内に設置された「使用済み乾電池等広域回収処理事業管理・運営協議会」において、広域回収・処理事業を行っているが、自治体によっては独自に事業を実施しており、経費については全て自治体の負担となっている。

については、販売店・製造事業者等による自主回収・処理（リサイクル）体制を早期に確立すること

## 7. 耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」の適正処理・リサイクルについて

一般家具・寝具類や自転車及び家電製品（家電リサイクル法の対象品以外）等大型、重量、堅固の耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」については、販売する際にリサイクル等の処理コストを製品に内在化するなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収し、リサイクルや適正処理の仕組みを整備すること

# 第 4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の市区町村のみの努力では解決が困難な事項が多くある。については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

## 1. 溶融スラグの利用促進について

### (1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策について

溶融スラグの有効利用については、個々の市区町村が実施する利用促進策のみでは自ずと限界がある。

については、溶融スラグをグリーン調達品目に加えるとともに、国の公

共工事に一定割合の溶融スラグの利用を義務づけることや広域的ストックヤードの整備等溶融スラグ有効利用を促進するための施策を多角的に講じること

また、国の公共工事に当たっては、自治体が生成した溶融スラグを率先して買い上げ、活用すること

## (2) 掘り返した溶融スラグの取扱いについて

溶融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋め戻し材等に利用し、後に掘り返して廃棄する場合には、土砂として取り扱えるようにすること

## 2. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加するなか、廃棄物処理法施行令第4条第5項の、委託処理する場合には、委託基準において、受託者の能力要件に加え「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること」の適合について、議論となっている。

については、適合の具体的な判断基準を示すこと

## 3. 手数料徴収事務の円滑な推進について

廃棄物の収集運搬事務を民間業者に委託する場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

については、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令を見直すこと

## 4. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

国においては、市区町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための一般廃棄物会計基準及びごみ処理基本計画策定指針を策定するなど市町村への支援のための施策を展開している。

については、市区区町村の廃棄物行政に携わる職員に対しこうした施策等を説明するなど、実務担当者の啓発に対する支援を行うこと

## 5. 安定型最終処分場について

安定5品目のみの埋立処分に供する安定型最終処分場について、安定5品目以外の廃棄物の混入や付着を完全に防止することは不可能であり、各地でガスの発生や水質基準超過等問題事例が発生している。

また、有害物質の混入が不可避であることから、建設差し止めを認めた最高裁の判断が確定している。

このような状況から、安定型最終処分場に係る判断基準について検討を要望する。